お知らせＣ

（マイナンバー未提出の方向け）

全員提出する書類があります

申請頂かないと、

授業料の支払いが必要となります！

◆　次の書類を、事務室に提出してください。

※　申請されない方でも、申請の意思の確認のため、「就学支援金確認票（マイナンバー用）」は必ず提出してください。

1　就学支援金確認票（マイナンバー用）
2　高等学校等就学支援金受給資格認定申請書（様式第１号）
3　個人番号カード等のコピー貼付台紙
　※　原則として、保護者（親権者）の個人番号（マイナンバー）がわかる書類（次頁参照）を台紙にのり付けしてください。
4　保護者（親権者）の顔写真付き身分証明書のコピー
5　【生活保護受給世帯の方のみ】生活保護受給証明書の原本
　※　令和４年１月１日時点で生活保護を受給していることが確認できるもの。

◇　**書類の記載にあたって、特に次の確認項目は、正確に記載してください。**
記載内容に誤りがあると、審査が遅れる原因となります。
・　高等学校等就学支援金受給資格認定申請書（裏面）の保護者氏名、生年月日
・　高等学校等就学支援金受給資格認定申請書（裏面）の令和４年１月１日時点の住所地

◆　年収約 910 万円以上の世帯は就学支援金制度の対象外です。

○　次の計算式（保護者（親権者）全員）により計算した額が、
30 万 4,200 円以上（年収約 910 万円以上）の世帯は授業料の支払いが必要です。

【計算式】市町村民税の課税標準額×６％　－　市町村民税の調整控除の額

※　政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に 3/4 を乗じて計算
※　早生まれ生徒等、扶養控除の適用が同学年の生徒等に比べて１年遅くなる場合については裏面参照

マイナポータルHP

保護者の**課税標準額**などは**マイナポータル**で「**わたしの情報**」から確認できます。
※　確認にはマイナンバーカードが必要です。

上記計算式による算出額

30 万 4,200 円以上 → **提出書類（申請しない場合）** → **授業料負担**

30 万 4,200 円未満 → **提出書類（申請する場合）** → 対象 → **支払不要**

令和４年７月分～令和５年６月分の審査において、支給対象となる生徒等が早生まれで扶養控除の適用が他の同学年の生徒よりも１年遅くなる場合（平成 18 年１月２日～4 月１日生まれの生徒が該当）下記の計算式により対象世帯を判定します。

【計算式】（市町村民税の課税標準額-33 万円）×６%-市町村民税の調整控除の額

◆　就学支援金（令和４年７月～翌年６月分）のスケジュール

令和４年６月

【就学支援金を申請する場合】
- 提出書類

表面のとおり

【申請しない場合】
- 提出書類

1　就学支援金確認票（マイナンバー用）

提出期限：令和４年　　月　　日

令和４年７月

令和４年７月～翌年６月分の審査

県教育委員会が個人番号（マイナンバー）を使って税額の確認を行い、対象であるかどうかを審査します。

審査結果（審査の結果は、郵送でお知らせします。）

※　就学支援金の支給を受けることができる世帯でも、申請が遅れたり、申請をしなかったりした場合は、授業料を納付していただくことになりますのでご注意ください。

※　授業料の負担が必要な場合は、令和４年８月以降に事務室からお知らせします。

◆　就学支援金の申請にはマイナンバーが便利です。

○　個人番号（マイナンバー）がわかる書類を提出し、就学支援金の対象となった方（受給資格が認定された方）は、ご家庭の事情が変わらない限り、**卒業まで原則申請手続きは不要**となります。

○　マイナンバーがわかる書類を提出しなかった（マイナンバーに代え、課税証明書等を提出した）方は、**毎年７月に申請又は届出の手続きが必要**となります。

○　就学支援金の対象とならなかった方（受給資格が不認定となった方）は、**翌年７月に申請の手続きが必要**となりますが、個人番号（マイナンバー）がわかる書類の再度の提出は不要です。

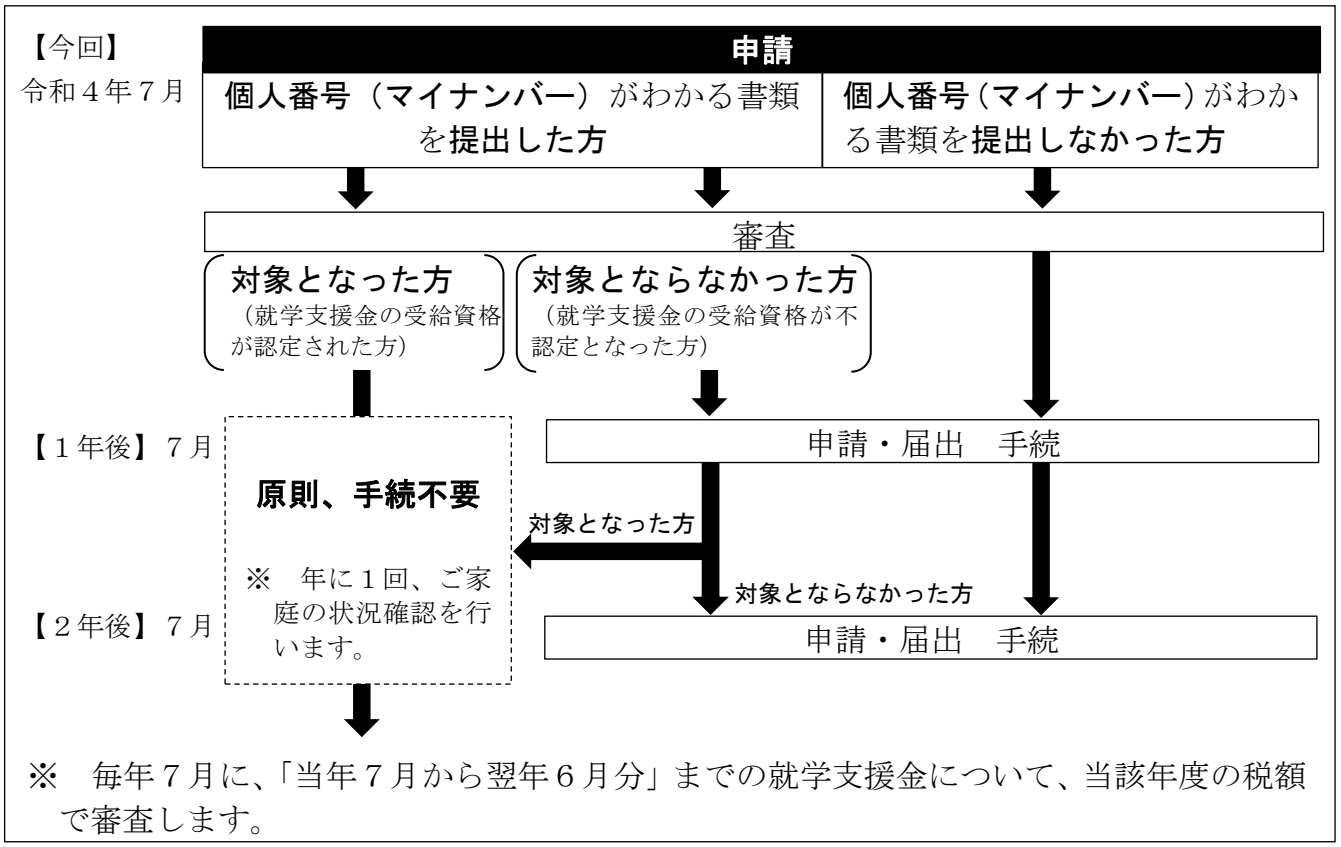

※　毎年７月に、「当年７月から翌年６月分」までの就学支援金について、当該年度の税額で審査します。

◆　個人番号（マイナンバー）がわかる書類とは？

○　個人番号カード（マイナンバーカード）のコピー
○　個人番号（マイナンバー）が記載された住民票の写し
○　個人番号（マイナンバー）が記載された住民票記載事項証明書の原本又はコピー

※　住民票又は住民票記載事項証明書は、保護者（親権者）以外の方の個人番号（マイナンバー）の記載がないものをご提出ください。

【注意】
原則として、個人番号通知カードは、使用できません。

ただし、記載事項（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号）を変更すべき事項が発生しておらず、記載事項に変更がない場合、又はデジタル手続法の施行日（令和２年５月 25 日）以前に個人番号通知カードの記載事項の変更手続きが完了している場合に限り、使用可能です。

※　個人番号通知書、個人番号カード交付申請書やそれらのコピーは、法律上、マイナンバーの確認書類とはならないため、使用できません。

◆　個人番号（マイナンバー）の利用目的は？

◇　市町村民税の課税標準額及び調整控除の額を確認するために利用します。

◆　令和３年の所得について、税申告はしていますか？

◇　税申告が済んでいない場合は、速やかに申告をする必要があります。

令和４年度の税額（令和３年１月１日～12 月 31 日の所得）で審査します。

マイナンバーにて税情報の取得を行いますが、税申告が済んでおらず、税額が決定していない場合は、**就学支援金の審査ができません（支給決定ができないため、授業料の支払いが発生します）**。

◆　個人番号（マイナンバー）以外の書類で申請したい方

◇　課税証明書等で申請することも可能です。

この場合、卒業まで毎年７月に該当年度の課税証明書等の提出が必要になります。

（参考）家計急変世帯への支援について（授業料免除）

◇　家計急変世帯への支援とは？

○　高等学校等就学支援金の審査において、年収約 910 万円以上の世帯のため、支給の対象にならず、授業料を負担いただく方であっても、その後の事情により、家計急変（収入の激減）の事由があった場合は、一定の要件を満たせば授業料免除制度の対象になります。

○　家計急変世帯への支援の詳細については、事務室へお問合せください。

問合せ先　神奈川県立〇〇〇〇学校　事務室　電話　000-0000-0000

全員提出

（お知らせ C）

就学支援金確認票（マイナンバー用）

（申請の有無にかかわらず必ず提出してください。）

ふりがな
生徒氏名　　クラス等　　年　　組　　番

保護者１（氏名）　　日中連絡が取れる電話番号

保護者２（氏名）　　日中連絡が取れる電話番号

注意事項

- **別紙の「記載例」を参照の上、確認事項の番号に沿って記入してください。**
- **生徒本人が記載してください。保護者等による代筆も可能です。**

確認事項1

高等学校等就学支援金の申請をしますか？

【下のどちらかの □ に レ印 を入れてください。】

□ **申請します。**
（就学支援金の対象であれば、授業料の負担はありません。）

□ **申請しません。**
（授業料をご負担いただきます。）

確認事項2

提出書類をご確認ください。

【提出書類】
□ 就学支援金確認票（マイナンバー用）＜本用紙＞
記載はここまでです。本用紙をご提出ください。
確認事項3は、確認不要です。

【提出書類】
□ 就学支援金確認票（マイナンバー用）＜本用紙＞
□ 高等学校等就学支援金受給資格認定申請書
□ 個人番号カード等のコピー貼付台紙
□ 保護者の顔写真付き身分証明書のコピー
※　生徒本人が提出書類一式を直接提出する場合は、身分証明書のコピーは不要です。
□ 【生活保護受給世帯の方のみ】生活保護受給証明書の原本
※　令和４年１月１日時点で生活保護を受給していることが確認できるもの
□ その他（　　）

確認事項3

- **確認事項2の提出書類は、奨学給付金支給事務でも使用させていただきます。**
- **確認事項2の提出書類から、奨学給付金の支給対象となる可能性がある世帯の方には、学校からご連絡させていただく場合があります。**
- **奨学給付金の詳細は「記載例」をご覧ください。**

申請する方は、裏面もご覧ください。

確認事項4

個人番号カード等のコピー貼付台紙の記入・貼付の留意事項

● 太枠線内の箇所を手書きで記載してください。

【記入箇所】

・ 確認事項５：生徒氏名、ふりがな

・ 確認事項６：保護者の人数

保護者１の氏名、個人番号（マイナンバー）、生年月日

保護者２の氏名、個人番号（マイナンバー）、生年月日

※ ひとり親の場合は、保護者１のみ記入してください。

● 保護者全員の個人番号カードのコピーを該当の欄にのり付けしてください。

● 個人番号カードのコピーが提出できない場合は、保護者全員の個人番号が記載された住民票の写し、若しくは住民票記載事項証明書の原本又はコピーを本用紙（貼付台紙）に添えて提出してください（台紙にのり付けする必要はありません。）。

※ 原則として、個人番号通知カードは、使用できません。

ただし、記載事項（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号）を変更すべき事項が発生しておらず、記載事項に変更がない場合、又はデジタル手続法の施行日（令和２年５月 25 日）以前に個人番号通知カードの記載事項の変更手続きが完了している場合に限り、使用可能です。

➡ 個人番号カード等のコピー貼付台紙に記載・貼付してください。
（ 確認事項5 へ進んでください。）

（学校使用欄） これより下は、学校で記入します。記入しないでください。

● 提出状況の確認

提出書類 ＼ 提出方法		提出区分	確認票	申請・届出書	台紙	個人番号コピー		身分証明書呈示		身分証明書コピー提出		生保証明	その他
						保護者1	保護者2	保護者1	保護者2	保護者1	保護者2		
対面	生徒本人												
	保護者全員												
	保護者一部												
	その他												
郵送・封入													

学校受付日：令和　　年　　月　　日

様式第1号（その１）（第３条第１項並びに第10条第２項及び第11条第１項から第３項まで関係）

年　　月　　日

神奈川県教育委員会　殿

高等学校等就学支援金

□ 受給資格認定申請書（初回時）
高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」といいます。）の受給資格の認定を申請します。

□ 収入状況届出書（２回目以降）
既に受給資格認定を受けているため、就学支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。

（上の２つの□のうち、いずれかの□にレ印を付けてください。）

（次の事項を必ず確認の上、両方の□にレ印を付けてください。）

□ **この申請書又は届出書の記載内容は、事実に相違ありません。**

□ **この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や３年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。**

（以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。）

ふりがな				
生徒の氏名	姓		名	

生徒の生年月日	年　　月　　日
生徒の住所	〒 都道府県　　市区町村
保護者等の電話番号	
保護者等の電子メールアドレス	
生徒が在学する学校の名称	神奈川県立　　学校

【1. 高等学校等の在学期間について】（収入状況届出書の場合は記入不要です。）

※次のいずれかに該当する者は、就学支援金の受給資格認定の申請ができません。
・高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業又は修了した者
・高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた者（ただし、就学支援金の支給停止期間等は含めません。）

①現在通っている高等学校等の在学期間	学校名 神奈川県立　　学校	年　月　日　～ （うち支給停止期間等） 年　月　日 ～　年　月　日	学校の種類・課程・学科
②過去に別の高等学校等に在学していた期間	学校名 立	年　月　日 ～　年　月　日 （うち支給停止期間等） 年　月　日 ～　年　月　日	学校の種類・課程・学科

【2. 保護者等の収入の状況について】

申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する個人番号カードの写し等（個人番号カードの写し、個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書等）については次のとおりです。（**次の①から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。**）

（1）次の保護者等の個人番号カードの写し等を添付します。

①	□	**親権者（両親）2名分** 生徒が未成年（18歳未満）であり、親権者（両親）が２人存在する場合
②	□	**親権者1名分（ア又はイのいずれかの□にレ印を付けてください。）** （親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、⑤から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。）
	□ ア	親権者の１人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合
	□ イ	・離婚、死別等により親権者が１人の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の１人の個人番号カードの写し等を添付できない場合　等
③	□	**未成年後見人 □ 名分** 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 （未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。）
④	□	**生徒の生計をその収入により維持している者（以下「主たる生計維持者」という）（両親等）2名分** 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤	□	**主たる生計維持者1名分（ア又はイのいずれかの□にレ印を付けてください。）**
	□ ア	主たる生計維持者の１人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合
	□ イ	・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が１人だった場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合　　等
⑥	□	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合　等

（2）次の理由により、個人番号カードの写し等を添付しません。

⑦	□	親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者の全員が、日本国内に住所を有したことがないなど、個人番号の指定を受けていない場合

個人番号カードの写し等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄（⑦にレ印を付けた場合は不要です。）

氏名 （ふりがな）	生徒との続柄
生年月日	年　月　日

氏名 （ふりがな）	生徒との続柄
生年月日	年　月　日

上記保護者等のその年の１月１日現在（申請又は届出を行う月が１～６月の場合には，その前年の１月１日現在）の市区町村までの住所（日本国内に住所を有していない場合には，□にレ印を付けてください。）

都道府県　市区町村
□ 日本国内に住所を有していない。

都道府県　市区町村
□ 日本国内に住所を有していない。

※ **収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。**

【3. 確認事項】（次の事項を確認の上、□にレ印を付けてください。）

□ 就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

学校受付日　　年　月　日（**学校において記入。**）

（別紙）

高等学校等就学支援金について

本制度は、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。

社会全体の負担により、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

記入上の注意

【１．高等学校等の在学期間について】の欄は次によって記入してください。

イ ①において現在通っている学校の在学期間の始期について記入してください。

ロ 過去に高等学校等に在学したことがある場合には、②において過去に在学した全ての学校の在学期間について記入してください。

ハ これまでに就学支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。

ニ 「高等学校等」とは、国公私立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第１学年から第３学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。

ホ 「支給停止期間等」とは、休学のために就学支援金の支給停止の申出を行ったことにより支給が停止されていた期間のほか、①日本国内に住所を有していなかった期間、②所得制限によって就学支援金の支給を受けていない状態で休学した期間、③平成22年４月１日より前に公立高等学校等（公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第１条第１項第２号に掲げる専修学校の一般課程及び同項第３号に掲げる各種学校）以外の高等学校等を休学していた期間、④平成26年４月１日より前に公立高等学校等を休学していた期間をいいます。

ヘ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤特別支援学校（高等部）」、「⑥高等専門学校（１～３学年）」、「⑦専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑧専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑨専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑫専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑬各種学校（外国人学校）」、「⑭各種学校（その他）」の別を記入してください。

【２．保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。

①児童福祉法第33条の２第１項、第33条の８第２項又は第47条第２項の規定により親権を行う児童相談所長
②児童福祉法第47条第１項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
③法人である未成年後見人
④民法第857条の２第２項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

ロ 【２．保護者等の収入の状況について】②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
　②イの「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の１人の個人番号カードの写し等を添付できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、親権者全員の個人番号カードの写し等を添付できない場合は、親権者が存在しない場合に含まれるものとして、⑤又は⑥のうちいずれか該当する方を選択してください。

ハ 【２．保護者等の収入の状況について】①、③又は④に該当するときは、保護者等全員の個人番号カードの写し等を添付してください。

ニ 【２．保護者等の収入の状況について】⑤又は⑥に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の個人番号カードの写し等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。

（注） 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

留意事項

イ 都道府県（文部科学省）が最新の市町村民税の課税所得額（課税標準額）及び市町村民税の調整控除額を個人番号を利用して確認します。

ロ 「個人番号」とは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号であり、「個人番号カード」とは同条第７項に規定する個人番号カードです。

ハ ４月に入学した新入生は、原則として４月中に申請を行う必要があります。また、転校の場合も、原則として転校した月のうちに申請を行う必要があります。

ニ 個人番号を利用しての申請には、原則として、地方住民税の申告が必要です。未申告の場合は、市町村役場において申告の上、申請書又は届出書を御提出ください。未申告のまま申請書等が提出され、手続きの途中で未申告であることが判明した場合、就学支援金の支給が大幅に遅れる可能性があります。

ホ 過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が３年未満のものを除きます。）を卒業し又は修了したことがある場合には、就学支援金の受給資格はありません。また、高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を１月の４分の３に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた場合も受給資格はありません。（ただし、支給停止期間等は含めません。）

ヘ ２つ以上の課程に在学している場合は、いずれか１つの課程を選んで申請をしてください。

ト 偽りその他不正の手段により就学支援金の支給をさせた場合は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第11条及び第21条の規定に基づき、不正利得の徴収や刑罰に処されることがあります。

チ 受給資格の認定を受けた後、収入の修正申告や税額の更正決定により市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更があった場合には、税務署から発出される更正通知書等の変更が分かる通知を受け取った日の翌日から15日以内に収入状況届出書を提出してください。また、離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合にも、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。収入状況届出書の提出がなく、その後、課税所得等の変更が発覚した場合、就学支援金の返納等が発生する可能性があります。

リ 個人番号の利用によって市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額を確認することができず、かつ、正当な理由がなく都道府県（文部科学省）が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは、就学支援金の支払が一時差し止められる場合があります。

ヌ 保護者が課税期日に日本国外に在住することにより保護者のうち一部又は全員の所得に関する書類を提出できないときは、就学支援金の加算支給はされません。

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第1号（その１）（第３条第１項並びに第10条第２項及び第11条第１項から第３項まで関係）

記載例

令和 ○年 ○月 ○日

神奈川県教育委員会　殿

高等学校等就学支援金

この申請書を作成した日を記載してください。

☑ 受給資格認定申請書（初回時）
高等学校等就学支援

☐ 収入状況届出書（２回目以降）
既に受給資格認定を受けているため、
に関する事項について、届け出ます。

【いずれかに「レ」をしてください。】
・初めて就学支援金を申請する方は「申請書（初回時）」に、「レ」を記載してください。
・これまでに就学支援金を受給したことのある方は「届出書（2回目以降）」に「レ」を記載してください。

）

（次の事項を必ず確認の上、両方の□にレ印を付けてください。）

☑ この申請書又は届出書の記載内容

☑ この申請書又は届出書に虚偽の

支給をさせた場合は、不正利得の徴

以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

確認の上、2箇所必ずレ印　を付けてください。

（以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。）

ふりがな	ばんごう		こたろう	
生徒の氏名	姓	番号	名	子太郎

生徒の氏名、ふりがな、生年月日、住所を記載してください。

生徒の生年月日	平成18　年　8　月　15　日
生徒の住所	〒 231-0021 神奈川（都道府県）　横浜（市区町村）　中区日本大通り1000
保護者等の電話番号	父090-0000-0000　母080-0000-0000
保護者等の電子メールアドレス	XXXXXXXXXXX@XXXXX.XX.XX
生徒が在学する学校の名称	神奈川県立○○学校

電話番号は、日中連絡が取れる連絡先を、保護者全員分記載してください。
電子メールアドレスは、連絡がとれるものを一つ記載してください。

・高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を１月の４分の３に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた者　（ただし、就学支援金の支給停止期間等は含めません。）

現在在学している高等学校等に入学（転入学）した日等を記載してください。

①現在通っている高等学校等の在学期間	神奈川県立○○学校	（うち支給停止期間等） 年　月　日 ～　年　月　日	課程・学科 ①高等学校（全日制）
②過去に別の高等学校等に在学していた期間	立	年　月　日 ～　年　月　日	学校の種類・課程・学科

過去に高等学校等に在学していた場合に記載してください。

【2. 保護者等の収入の状況について】

申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する個人番号カード等の写し等（個人番号カードの写し，個人番号が記載された住民票の写し等）について，①から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。

①～⑦のいずれかに レ印 を記載してください。

（1）次の保護者等の個人番号カードの写し等を添付します。

①	☑	**親権者（両親）2名分** 生徒が未成年（18歳未満）であり、親権者（両親）が２人存在する場合
②	□	**親権者1名分（アまたはイのいずれかの□にレ印を付けてください。）** （親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、⑤から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。）
	□ ア	親権者の１人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合
	□ イ	・離婚、死別等に ・親権者が存在す 等を添付できな
③	□	**未成年後見人 □ 名分** 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 （未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。）
④	□	**生徒の生計をその収入により維持している者（以下「主たる生計維持者」という）（両親等）2名分** 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤	□	**主たる生計維持者1名分（アまたはイのいずれかの□にレ印を付けてください。）**
	□ ア	主たる生計維持者の１人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合
	□ イ	・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が１人だった場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合　等
⑥	□	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合　等
（2）次の理由に		
⑦	□	親権者、未 番号の指定を ないなど、個人

親権者がなく、未成年後見人が選任されている場合は、その人数を記載してください。

個人番号カード等のコピーを添付する方の氏名と生徒との続柄と生年月日を記載してください。

個人番号カードの写し等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄（⑦にレ印を付けた場合は不要です。）

氏名（ふりがな）	生徒との続柄
ばんごう　たろう **番号　太郎**	**父**
生年月日	**1975** 年 **6** 月 **6** 日

氏名（ふりがな）	生徒との続柄
ばんごう　はなこ **番号　花子**	**母**
生年月日	**1977** 年 **3** 月 **31** 日

上記保護者等のその年の１月１日現在（申請又は届出を行う月が１～６月の場合には，その前年の１月１日現在）の市区町村までの住所（日本国内に住所を有していない場合には，□にレ印を付けてください。）

都道府県	市区町村	
神奈川（県）	**横浜**（市）	□ 日本国内に住所を有し

都道府県	市区町村	
神奈川県（県）	**横浜**（市）	□ 日本国内に住所を有し ない。

※ 収入の修正申告や税額の更正決
村民税の課税所得額（課税
額）又は市町村民税の調整控除額の変更や
給額が変更となることが

個人番号カード等のコピーを添付する方の令和4年1月1日時点の住所地を記載してください。

【3. 確認事項】（次の事

☑ 就学支援金を
を学校設置者に委任することを了承します。

確認の上、必ず レ印 を付けてください。

年　月　日（学校において記入。）

個人番号カード等のコピー貼付台紙

確認事項5

学校受付日：令和　　年　　月　　日

生徒氏名、ふりがなを記入してください。

学校の名称	神奈川県立　　高等学校
学校の種類・課程・学科	
生徒氏名のふりがな	
生徒氏名	

確認事項6

- **個人番号（マイナンバー）がわかる書類を提出する保護者の人数を記入してください。**
- **保護者の氏名、個人番号（マイナンバー）、生年月日を記入してください。**
- **個人番号カードのコピーを下記にのり付けしてください。**
- **住民票の写し、又は住民票記載事項証明書の原本又はコピーの場合は、のり付けせずそのまま提出してください。**

● 高等学校等就学支援金の申請（届出）のため、保護者 ［　　］ 名分の個人番号（マイナンバー）がわかる書類を提出します。また、神奈川県高校生等奨学給付金の申請対象となった場合の申請に、今回提出した個人番号（マイナンバー）を利用することを承諾します。

保護者1　氏名	個人番号（マイナンバー）	生年月日
	□□□□－□□□□－□□□□	昭和 平成　　年　　月　　日

のり付け オモテ面	のり付け ウラ面
個人番号カードのコピー（オモテ面） ※　個人番号通知カードのコピーは、記載事項（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号）を変更すべき事項が発生しておらず、記載事項に変更がない場合、又はデジタル手続法の施行日（令和２年５月 25 日）以前に個人番号通知カードの記載事項の変更手続きが完了している場合に限り、のり付け可能です。	個人番号カードのコピー（ウラ面）

保護者2　氏名	個人番号（マイナンバー）	生年月日
	□□□□－□□□□－□□□□	昭和 平成　　年　　月　　日

のり付け オモテ面	のり付け ウラ面
個人番号カードのコピー（オモテ面） ※　個人番号通知カードのコピーは、記載事項（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号）を変更すべき事項が発生しておらず、記載事項に変更がない場合、又はデジタル手続法の施行日（令和２年５月 25 日）以前に個人番号通知カードの記載事項の変更手続きが完了している場合に限り、のり付け可能です。	個人番号カードのコピー（ウラ面）

記載例

個人番号カード等のコピー貼付台紙

確認事項5　　学校受付日：令和　　年　　月　　日

生徒氏名、ふりがなを記入してください。

学校の名称	神奈川県立●●高等学校
学校の種類・課程・学科	
生徒氏名のふりがな	ばんごう　こたろう
生徒氏名	番号　子太郎

確認事項6

- 個人番号（マイナンバー）がわかる書類を提出する保護者の人数を記入してください。
- 保護者の氏名、個人番号（マイナンバー）、生年月日を記入してください。
- 個人番号カードのコピーは下記にのり付けしてください。
- 住民票の写し、又は住民票記載事項証明書の原本又はコピーの場合は、のり付けせずそのまま提出してください。

● 高等学校等就学支援金の申請（届出）のため、保護者 **2** 名分の個人番号（マイナンバー）がわかる書類を提出します。また、神奈川県高校生等奨学給付金の申請対象となった場合の申請に提出した個人番号（マイナンバー）を利用することを承諾します。

保護者1　氏名	個人番号（マイナンバー）	生年月日
番号　太郎	0123-4567-8901	昭和 平成 50年6月6日

のり付け
オモテ面

個人番号カードのコピー（オモテ面）

※　個人番号通知カードのコピーは、記載事項（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号）を変更すべき事項が発生しておらず、記載事項に変更がない場合、又はデジタル手続法の施行日（令和2年5月25日）以前に個人番号通知カードの記載事項の変更手続きが完了している場合に限り、のり付け可能です。

のり付け

個人番号カー

保護者2　氏名	個人番号（マイナンバー）	生年月日
番号　花子	1234-5678-9012	昭和 平成 52年3月31日

保護者１の個人番号がわかる書類が住民票記載事項証明書の場合

確認事項6 について

- 「配偶者控除」を受けている保護者についても提出が必要です。
- 個人番号カードのコピーをのり付けする場合は、オモテ面とウラ面の両方を貼ってください。（この場合、当該保護者の顔写真付き身分証明書のコピーの提出は省略できます。）

※　下記の証明書はイメージです。
　　様式や記載事項は市町村によって異なります。

住民票記載事項証明書

氏名	生年月日	性別	続柄
番号　太郎	昭和 50 年 6 月 6 日	男	世帯主
世帯主名	住民となった日	個人番号	
番号　太郎	平成 24 年 5 月 1 日	012345678901	

住所	神奈川県横浜市中区日本大通り 1000		
本籍	神奈川県横浜市●区●●100	筆頭者	番号　太郎
前住所	神奈川県横浜市●区●●100		
備考			

発行されたそのままの状態で
貼付台紙と併せてご提出ください。
※　２枚以上の場合は全ページ必要

この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明する。

令和●年●月●日

●●市長　●●　●●印